

公立大学法人横浜市立大学医学部看護学科通則

(教育課程及び授業科目)

第1条 看護学科の教育課程は、学則第36条に定めるように共通教養科目、専門支持科目及び専門科目から構成する。

2 学科長は、看護学科・看護学専攻合同運営会議・代議員会の議を経て、各科目について科目担当教員を指名する。

(単位)

第2条 授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準によるものとする。

- (1) 講義・演習は、15～30時間の授業をもって1単位とする。
- (2) 実習は45時間の授業をもって1単位とする。

(共通教養科目の履修方法)

第3条 学則第42条第2項の規定による共通教養科目の履修方法については、看護学科・看護学専攻合同運営会議・代議員会の議を経て、医学部長が定めるところによる。

(進級要件)

第4条 学生が進級する際には、当該学年において必修又は選択必修科目として履修すべき共通教養科目、専門支持科目、専門科目の単位取得を要件とする。

- 2 学生が1年次から2年次に進級する際には、Practical English (3単位) または Essential Practical English (2単位) の単位取得を要件とする。
- 3 学生が2年次から3年次に進級する際には、Practical English (3単位) または Essential Practical English (2単位) に看護英語 (1単位) を加えた3単位の単位取得を要件とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、進級に際しては、各学年1年以上の在学期間を有することを進級の要件とする。

(試験)

第5条 試験の方法は、筆記試験、口述、論文(レポート)提出、実習等により、原則として各科目の講義時間外に行う。

- 2 受験に必要な出席時間数は、原則として各科目の総時間数の3分の2以上とする。
- 3 科目担当教員は、追試験受験申請書を提出した学生に対し、追試験を実施する。
- 4 科目担当教員は、試験及び追試験に不合格となった者に対し、再試験を行うことができる。ただし、「横浜市立大学医学部看護学科の履修に関する規程」第9条に規定する試験等における不正行為を行った者は、再試験を受けることができない。

(成績評価)

第6条 成績の評価は、試験の結果、平常の成績、出席状況等を総合的に判断して行い、60点以上を合格とし、授業科目の所定の単位を与える。

2 成績の評価と点数の関係は、次のとおりとする。

秀（S A）：90点～100点

優（A）：80点～89点

良（B）：70点～79点

可（C）：60点～69点

不可（D）：59点以下

3 追試験の成績は、前項により表示する。

4 再試験の成績は、60点をもって最高点とする。

5 成績の評価に関して疑問がある場合は、成績発表後3日以内に異議を申し出ることができる。

（卒業にかかる要件等）

第7条 卒業にかかる要件は、4年以上在学し、共通教養科目18単位以上（語学3単位以上を含む）、専門支持科目25単位以上、専門科目80単位以上（健康生活基礎看護学13単位、健康生活応用看護学Ⅰ43単位、健康生活応用看護学Ⅱ12単位、健康生活統合看護学12単位以上）、選択必修科目1単位の合計124単位以上を修得しなければならない。

<看護師>

区 分	卒業に必要な単位数
共通教養科目	18単位
専門支持科目	25単位
専門科目	80単位
選択必修科目	1 単位
合 計	124単位

2 保健師教育課程選択者は、前項に定める卒業に必要な所定の単位のほかに、専門科目（健康生活応用看護学Ⅱ）のうちから同課程の必修科目として定める8単位を加えた合計132単位以上を修得しなければ、保健師国家試験受験資格は与えられない。

<保健師>

区 分	卒業に必要な単位数
共通教養科目	18単位
専門支持科目	25単位
専門科目	88単位
選択必修科目	1 単位
合 計	132単位

（学位の授与）

第8条 看護学科の授与する学位は、次のとおりとする。

看護学科 学士（看護学）

（国家試験受験、免許取得）

第9条 卒業要件に必要な単位を修得すると、国家試験を受験することができる。

2 国家試験に合格した者には、次の免許が与えられる。

学 科	国家試験種別	免許種別
看護学科	看護師国家試験	看護師免許
	保健師国家試験	保健師免許

(委任)

第10条 この通則に定めるもののほか必要な事項は、看護学科・看護学専攻合同運営会議・代議員会の議を経て看護学科長が定める。

附 則

この通則は、平成21年4月1日から施行する。

なお、第7条については、平成20年度までに入学の学生は従前の通りとする。

附 則

この通則は、平成24年4月1日から施行する。

なお、第7条については、平成23年度までに入学の学生は従前の通りとする。

附 則

この通則は、平成26年4月1日から施行する。

なお、第7条については、平成25年度までに入学の学生は従前の通りとする。

附 則

この通則は、平成28年4月1日から施行する。

なお、第7条については、平成29年4月1日からの適用とし、平成28年度までに入学の学生は従前の通りとする。